

港北地振第1152号
平成30年11月22日

自治会・町内会会長 様

横浜市港北区長 栗田 るみ

第32期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市のスポーツ振興に御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、各地域で御活躍いただいております第31期スポーツ推進委員の任期が、平成31年3月末日をもって満了となります。2年間にわたる委員の方々の御尽力に対しまして、深く感謝申し上げます。

健康な心身を培うことは人間形成の基本でもあり、明るく活力ある社会を実現する礎です。特に、最近では「子どもの体力向上」「高齢者の健康づくり」や「スポーツを通じた地域コミュニティの醸成」など、スポーツの果たす役割はますます大きくなっており、その推進役としてのスポーツ推進委員の活躍が期待されています。

つきましては、御多忙のところ恐縮に存じますが、スポーツ推進委員の役割等主旨を御理解いただき、別紙「横浜市スポーツ推進委員推薦要項」に基づき第32期横浜市スポーツ推進委員（任期：平成31年4月1日から平成33年3月31日まで）候補者を次のとおり御推薦いただきますようお願い申し上げます。

なお、推薦報告書については2月15日（金）を目途に、各地区連合町内会長様まで御提出くださいますよう併せてお願い申し上げます。

- 1 提出書類
第32期横浜市スポーツ推進委員の推薦報告書
- 2 提出期限
平成31年2月15日（金）
- 3 提出先
各地区連合町内会長
- 4 添付書類
 - (1) 横浜市スポーツ推進委員推薦要項
 - (2) 横浜市スポーツ推進委員の職務概要
 - (3) 第32期横浜市スポーツ推進委員の推薦報告書

担当：港北区地域振興課生涯学習支援係 十鳥・横室
電話 540-2238 FAX 540-2245

横浜市スポーツ推進委員推薦要項

- 1 改 選 期 日 平成31年4月1日
- 2 任 期 2年（平成31年4月1日～平成33年3月31日）
- 3 推薦人員及び方法 自治会町内会または地区連合町内会で協議の上、原則として自治会町内会から1名を推薦してください。
ただし、地域の実情に応じて、柔軟に対応することができるものとします。（地区内で人数調整が必要な場合は、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長と御相談ください。）
- 4 推 薦 基 準 20歳以上の横浜市在住者のうち、新任者は改選期日現在原則65歳未満、再任の場合は改選期日現在原則70歳未満で、かつ、次の要件のいずれかに該当する者。
 - （1）スポーツに深い関心と理解のある者。
 - （2）地域住民の体力づくりに熱意を持つ者。
 - （3）地域などで、スポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできる者。
 - （4）社会的信望があり指導的立場にある者。
 - （5）スポーツ活動・行事に積極的に参加できる者。
- 5 そ の 他
 - （1）推薦にあたっては、実践活動のできる人を選考してください。
 - （2）女性の推薦についても、積極的にお願いします。
- 6 委 員 の 職 務 別添職務概要のとおり

横浜市スポーツ推進委員の職務概要

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法並びに横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、横浜市長から委嘱される非常勤公務員であり、本市スポーツ行政の推進者として重要な役割を担います。

スポーツ推進委員は、特に活動の拠点を地域におき、地域住民と連携し地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション振興事業を展開していく役割を担っています。

生涯スポーツ社会の実現のためには、住民が主体となった地域における新たな生涯スポーツ振興のしくみづくりが求められており、その育成・支援についてもスポーツ推進委員の活躍が期待されています。

スポーツ基本法（抜粋）

平成23年6月24日法律第78号

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

裏面あり

横浜市スポーツ推進委員規則（抜粋）

平成 20 年 3 月 31 日
規則第 36 号
(平 23 規則 74・改称)

(職務)

第 2 条 委員は、市民のスポーツの振興のため、次に掲げる職務を行う。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。
- (2) スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
- (3) スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。

スポーツ推進委員の主な事業

- 地区（または自治会・町内会）を単位としたスポーツ事業の企画・実施・支援
 - 1 地区運動会・レクリエーション大会・各種スポーツ教室等の企画実施
 - 2 すべての市民（子ども・青少年・高齢者・障害者）へのスポーツの普及振興
 - 3 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
 - 4 文化・スポーツクラブへの参画
 - 5 その他、地域におけるスポーツ・レクリエーションの普及・振興に関する諸事業の実施
- 区・市のスポーツ事業への参画並びに協力
 - 1 区のスポーツ事業
 - (1) 区民スポーツ大会・区民レクリエーション大会等
 - (2) スポーツ・レクリエーションに関する研修事業
 - (3) その他、区で行うスポーツ事業
 - 2 市のスポーツ事業
 - (1) スポーツ推進委員大会・スポーツ推進委員研修会
 - (2) 地域の指導者として必要な研修事業
 - (3) 横浜マラソン・世界トライアスロンシリーズ横浜大会等、市で行うスポーツ事業
 - (4) その他、横浜市で開催される国際競技大会等

第32期横浜市スポーツ推進委員の推薦報告書

(推薦者職氏名)

自治会・町内会名

自治会・町内会長名

※自署または、記名・押印

(フリガナ)				性別
氏名				
再任・新任の別	31期末までの勤続年数(再任者のみ)	生年月日(西暦)		平成31年4月1日現在の年齢
再任・新任	年 月 日	年 月 日		
住所			電話番号	
〒 横浜市港北区			※携帯電話()	
スポーツ・レクリエーションに関する資格・特技				
スポーツ推進委員活動において参考となる資格・特技がございましたら、ご記入ください。				
【新任のみ】 ユニフォームサイズ ※ご希望のサイズに○ (サイズ一覧は裏面を参照)	①ポロシャツ	S ・ M ・ L ・ XL		
	②ジャージ上	S ・ M ・ L ・ XL		
	③ジャージ下	S ・ M ・ L ・ XL		

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は横浜市スポーツ推進委員連絡協議会及び各区スポーツ推進委員連絡協議会に係る連絡調整に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

承諾書

平成 年 月 日

私は、横浜市スポーツ推進委員として推薦を受けることを承諾します。

(署名)

ユニフォームサイズ表

★ジャージ上★

単位 (cm)

	SS	S	M	L	LL	3L	4L	5L
バスト	102	107	112	117	122	127	132	137
桁丈	76	78	80	82	84	86	88	90
着丈	64	66	68	70	72	74	76	78

★半袖ポロシャツ★

単位 (cm)

	SS	S	M	L	LL	3L	4L	5L
バスト	94	100	106	112	118	124	130	140
桁丈	76	78	80	82	84	86	88	90
着丈	62	66	70	72	74	76	78	80

★ジャージ下★

単位 (cm)

	SS	S	M	L	LL	3L	4L	5L	6L
ヒップ	91	94	97	100	103	106	109	112	115
ウエスト	63~73	67~77	71~81	75~85	79~89	83~93	87~97	91~101	95~105
股下	股下フリー								

《各地区連合町内会名》

《会長名》会長

横浜市港北区長 栗田 るみ

第 32 期スポーツ推進委員の推薦について（依頼）

平素、本区地域振興事業に御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年 4 月 1 日付で委嘱いたしました第 31 期スポーツ推進委員の任期が、平成 31 年 3 月 31 日をもって満了となります。

つきましては、お手数ではございますが、地区ごとに推薦報告書をお取りまとめの上、下記担当まで御提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、推薦を受けられた方の互選により、地区スポーツ推進委員連絡協議会の役員が選出されます。お手数ですが、別紙「地区スポーツ推進委員連絡協議会役員選任報告書」を併せて御提出いただくようお願い申し上げます。

1 推薦依頼数

資料 2 参照

2 推薦報告書・役員選任報告書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限：平成 31 年 2 月 28 日（木）
- (2) 提出先：港北区役所地域振興課生涯学習支援係（担当：横室）

3 添付書類

- (1) 第 32 期スポーツ推進委員推薦事務予定表（資料 1）
- (2) 第 32 期スポーツ推進委員各地区推薦予定数一覧（資料 2）
- (3) 第 32 期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について（資料 3）
- (4) 地区スポーツ推進委員連絡協議会役員選任報告書

担当：港北区役所地域振興課生涯学習支援係 十鳥・横室

電話 540-2238 FAX 540-2245

第 32 期スポーツ推進委員推薦事務予定表

(★は各地区への依頼事務)

時期	事務内容
11 月 12 日(月)	市町内会連合会定例会議 ……市から各区連合町内会長へ依頼
11 月 22 日(木)	★区連合町内会定例会議 ……区から各地区連合町内会長へ推薦依頼
12 月～2 月	★ <u>各地区連合町内会会議</u> …… <u>各地区連合町内会長から、各自治会・町内会長へ推薦依頼</u> ★各自治会・町内会長が推薦報告書を作成 (推薦する方から承諾を受ける) ★各自治会・町内会長が、推薦報告書を各地区連合町内会長へ提出 <u>※2月15日(金)を目処に御提出ください。</u>
2月28日(木) まで	★ <u>各地区連合町内会長が、地区で取りまとめた「推薦報告書」と「地区スポーツ推進委員連絡協議会役員選任報告書」を区へ提出</u>
3 月	区から市へ推薦書を提出 市から区へ委嘱関係書類が送付
4 月	区でスポーツ推進委員に委嘱状を交付

第32期スポーツ推進委員
各地区推薦予定数一覧

地区名	推薦予定数	第31期（現行）人数	増減
日吉	20	19	1
綱島	15	15	0
大曽根	13	13	0
樽町	9	9	0
菊名	11	11	0
師岡	7	6	1
大倉山	14	14	0
篠原	17	17	0
城郷	15	14	1
新羽	8	8	0
新吉田	12	12	0
新吉田あすなろ	7	7	0
高田	10	10	0
合計	158	155	3

港北地振第1152号
平成30年11月22日

自治会・町内会会長 様

横浜市港北区長 栗田 るみ

第32期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市のスポーツ振興に御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、各地域で御活躍いただいております第31期スポーツ推進委員の任期が、平成31年3月末日をもって満了となります。2年間にわたる委員の方々の御尽力に対しまして、深く感謝申し上げます。

健康な心身を培うことは人間形成の基本でもあり、明るく活力ある社会を実現する礎です。特に、最近では「子どもの体力向上」「高齢者の健康づくり」や「スポーツを通じた地域コミュニティの醸成」など、スポーツの果たす役割はますます大きくなっており、その推進役としてのスポーツ推進委員の活躍が期待されています。

つきましては、御多忙のところ恐縮に存じますが、スポーツ推進委員の役割等主旨を御理解いただき、別紙「横浜市スポーツ推進委員推薦要項」に基づき第32期横浜市スポーツ推進委員（任期：平成31年4月1日から平成33年3月31日まで）候補者を次のとおり御推薦いただきますようお願い申し上げます。

なお、推薦報告書については2月15日（金）を目途に、各地区連合町内会長様まで御提出くださいますよう併せてお願い申し上げます。

- 1 提出書類
第32期横浜市スポーツ推進委員の推薦報告書
- 2 提出期限
平成31年2月15日（金）
- 3 提出先
各地区連合町内会長
- 4 添付書類
 - (1) 横浜市スポーツ推進委員推薦要項
 - (2) 横浜市スポーツ推進委員の職務概要
 - (3) 第32期横浜市スポーツ推進委員の推薦報告書

担当：港北区地域振興課生涯学習支援係 十鳥・横室
電話 540-2238 FAX 540-2245

平成 31 年 月 日

横浜市港北区長 栗田 るみ 様

地区スポーツ推進委員連絡協議会

会長

※自署または記名・押印

地区スポーツ推進委員連絡協議会役員選任報告書

標記について、次のとおり決定しましたので、報告します。

役職名	氏 名
会 長	
副会長	
会 計	
書 記	

※なお、上記役員選出は第 32 期スポーツ推進委員として委嘱されることを停止条件とする案件です。委員の委嘱がなされないときは、報告書として成立しません。

【参考：横浜市スポーツ推進委員規則（抜粋）】

（地区協議会）

第 6 条 市長が別に定める区域の委員相互の連絡及び協議を行うため、当該区域ごとに地区スポーツ推進委員連絡協議会（以下「地区協議会」という。）を置く。

2 地区協議会は、前項の区域内の委員をもって組織する。

3 地区協議会に会長を置き、その構成員の互選により定める。

4 前項の会長は、地区協議会の会議を主宰する。

（平 23 規則 74・一部改正）